

「造形デザイン」の知財判決紹介（４）

―意匠の類否判断における類似意匠・関連意匠の参酌―

大阪知判平成22. 12. 16「長柄鋏」平22(ワ)4770意匠権侵害差止等請求事件

【事案の概要】

原告Pは意匠権者、原告Xは当該意匠権の独占的通常実施権者である。本件登録意匠は意匠登録第955981号の意匠で、意匠に係る物品は「長柄鋏」であり、形状は願書記載のとおりである（意匠公報参照）。Yは、Y製品を「製造し、譲渡し、譲渡のために展示している。」Y製品の意匠（Y意匠）は、説明図のとおりである。

Pは、Yの行為が本件意匠権を侵害すると主張し、Y製品の製造・譲渡等の差止及び廃棄並びに損害賠償を請求し、Xは、独占的通常実施権侵害の不法行為に基づく損害賠償を請求した。主たる争点は、Y意匠が本件登録意匠と類似するかである。

Xらは、「本件登録意匠における刃部、固定連結部及び持ち手部の配設の妙味が需要者の視覚を通じて起させる美感であり、この点において本件登録意匠は被告意匠と共通するのであるから、両意匠は類似する。」旨主張した。

これに対して、Yは、公知意匠（乙1ないし乙11（別紙先行意匠図面参照））を提示し、「全体構成として、刃部、固定連結部及び持ち手部を備える長柄鋏は、出願前において普通に見られる非常にありふれた構成態様である（乙1～6）。また、本件意匠登録後も、かかる構成態様の長柄鋏が本件登録意匠とは非類似の独立した意匠として登録されている（乙7, 8）。（改行）さらに、現在、少なくとも、刃部、固定連結部及び持ち手部を備える製品（乙9～11）が市場において販売されており、需要者は、被告意匠がかかる構成態様を備えていることによって、本件登録意匠と混同することもない。（改行）よって、原告ら主張の上記共通点は、類否判断に影響を及ぼさない。」旨主張した。また、本件登録意匠には類似意匠が登録されており（別紙意匠公報参照）、「本件類似意匠と本件登録意匠との相違点は、固定連結部の長さ及び固定連結部を折り畳めるかどうかにある。そうすると、固定連結部の長さは、登録意匠の要部に関しない相違点となる。」「よって、原告らの主張に係る本件登録意匠と被告意匠との共通点は、いずれも本件登録意匠の要部ということとはできず、両意匠の類否判断を左右するものでは

ない。」旨主張した。そして、結論として、「差異点が意匠全体の美感に与える影響は、需要者に対して、本件登録意匠と異なる美感を与えているから、被告意匠は本件登録意匠に類似しない。」旨主張した。

裁判所は、Y意匠は本件登録意匠に類似し、YによるY製品の製造販売は、本件意匠権を侵害すると判示した。

【判旨】

(1) 本件登録意匠の要部

「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものである(意匠法24条2項)。したがって、その判断に当たっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹き付ける部分を要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。」

「なお、Yは、公知意匠として乙第16号証の意匠公報(別紙先行意匠の先行公知意匠10)を提出し、さらに周知例として、乙第7号証ないし第12号証の意匠公報等を提出するが、これらはいずれも本件意匠登録出願日後に発行ないし公表されたものであるから、直ちにこれらを公知ないし周知である意匠として参酌することはできないというべきである。」

「長柄鋏の需要者は、刃部の形状、長柄鋏の長さ、長柄鋏全体に占める固定連結部や柄部の長さの比率及び柄部の形状について注目すると考えられる。

また、前記イで指摘した公知意匠によると、刃部、固定連結部及び柄部を有する長柄鋏自体は本件意匠登録出願前に既に公知であったといえるが、刃部の具体的形状については様々なものがあり、少なくとも、本件登録意匠における刃部は固定刃の刃部が大きく湾曲し、これに扇状刃を有する可動刃が連結されているという特徴的な形状を有しているところ、上記形状が本件意匠登録出願前に公知であったと認めることはできない。また、長柄鋏全体に占める固定連結部及び柄部の各長さの比率についても、本件登録意匠と同様のものは見当たらない。

したがって、本件登録意匠の刃部の形状及び長柄鋏全体に占める固定連結部及び柄部の各長さの比率については、需要者の注意を惹く部分であると認められる。なお、Yは、本件登録意匠と本件類似意匠とは固定連結部の長さが異なる

から、各部の比率は本件登録意匠の要部とならない旨主張する。たしかに、類似意匠が登録されている場合において、登録意匠と類似意匠の共通点は要部を推認させる根拠となり得るが、類似意匠との共通点しか要部たり得ないというものではないというべきである。むしろ、本件の場合、本件類似意匠が登録されたことによって、本件登録意匠において、刃部の形状が最も重要な特徴点であるといえることができる。」

（２）本件登録意匠とＹ意匠との類否判断

「本件登録意匠とＹ意匠とは基本的構成態様が完全に共通する上、要部の１つといえる長柄鋏全体に占める固定連結部及び柄部の各長さの比率において共通している。

また、具体的構成態様のうち刃部の形状は、本件登録意匠における最も重要な特徴点であるといえるところ、上記イで認定したとおり、両意匠は、固定刃及び可動刃の形状において、ほぼ一致している。

これに対し、上記ウで認定したとおり、本件登録意匠では、可動刃連結部の下端は、固定連結部の上端に設けられた取付具に一体的に取り付けられているのに対し、被告意匠では、可動刃連結部の下端は、固定連結部の上端に設けられた取付具にねじ止めして取り付けられている。しかし、需要者は、刃部の形状自体については、長柄鋏における最も重要な機能を有する箇所であるため、注目するものの、そのなかでも、刃部の刃体の形状に関心が集まるのであり、その取付部に対する関心の度合いは高いとは考えられない。そして、両意匠とも、固定連結部の上端にある円筒状取付部の側面に垂直方向に取り付けている点で共通しており、被告意匠の方がタグ状の取付部があるため頑丈な印象を与える程度の違いにしか過ぎない。

また、上記ウで認定したとおり、両意匠の固定刃の形状について、被告意匠には角状の引掛部が形成されているのに対し、本件登録意匠にはこのような部分は形成されていない。しかし、上記引掛部は、固定刃に１つの機能を付加するために取り付けられたものであるが、上記引掛部の形状は、刃自体の有する機能とは別の機能を付加したに過ぎず、しかも、刃部全体の大きさに占める割合が小さいことからすると、上記引掛部が加わることによって、元の形状と一体化し、別の美感を生じさせるものではないというべきである。

そうすると、これらの差異点が看者に与える印象は小さくなく、上記共通点から受ける印象を凌駕するものとはいえない。」

「被告は、本件登録意匠のジョイント部が要部であり、被告意匠とは要部の構成様において異なっているから、両意匠は類似しないと主張する。この点、前記(3)ウで説示したとおり、本件登録意匠において、ジョイント部を要部と認めることはできないが、仮に要部ではない部分に係る差異であっても、被告意匠において特徴的な形態を採用していることにより、全体としての美感を異ならしめるに至ったような場合には、全体として類似しない場合も考えられる。」・・・

「もともとジョイント部は本件登録意匠における要部ではない上、ジョイント部に係る被告意匠は、本件登録意匠に比して、若干の補強を加えたという印象しか与えず、これ自体について部分意匠の登録がなされているとしても、被告意匠全体の美感に与える影響は大きいとはいえない。」・・・「被告が主張する要部以外の差異点が被告意匠全体の美感に大きな影響を与えるとは認められない。」

「以上のとおり、被告意匠においては、本件登録意匠との共通点から受ける印象が、差異点に係る具体的な形状の違いから受ける印象を凌駕しており、両意匠が視覚を通じて起こさせる全体としての美感を共通にしているといえることができる。

よって、被告意匠は、本件登録意匠と類似すると認められる。」

(3) Xの独占的通常実施権とPの意匠権

「X会社は、遅くとも平成21年9月1日以降、本件登録意匠の実施品である長柄鋏を製造販売していたことが認められる。また、証拠(甲6)によれば、X会社の代表取締役であり、本件意匠権者であるPは、平成22年7月21日、X会社に本件意匠権の独占的通常実施権を明示的に許諾したことが認められるが、他方で、他に本件意匠権を実施している者がいるとは認められない。

そうすると、遅くともYがY製品の製造販売を開始した平成21年9月以降は、X会社はPから本件意匠権にかかる独占的通常実施権を黙示に許諾されていたと推認するのが相当であり、これを覆すに足りる証拠はない。

よって、遅くとも平成21年9月以降、X会社は、本件意匠権に係る独占的通常実施権を有していたと認められ、Yは本件意匠権を侵害することにより、X会社の独占的通常実施権をも侵害したものと認められる。」

「Pは本件意匠権を有する者であるから、意匠法39条3項により、Pにも相当額の損害が発生したものと認められる。・・・本件意匠権の実施料率を1%としても、実施料相当損害金の額は、Pが請求する1万4360円を超える」

【検討】

1. 意匠の類否判断の一般論

本判決は、意匠の類否判断の一般論として、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものである(意匠法24条2項)。したがって、その判断に当たっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹き付ける部分を要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。」と説示している。これは、前回の知財高判平成22. 7. 20「取鍋」事件の説示と同旨であり、最近の裁判例の多数説に一事例を追加するものである(特許ニュースNo. 12919, 平成23. 2. 4号参照)。

2. 公知意匠参酌の時期

上記一般論のとおり、意匠の要部を把握する上で、「意匠に係る物品の性質、用途、使用態様」とともに、「公知意匠」を参酌する必要があるが、本判決は、参酌すべき公知意匠について「本件登録意匠出願日前」に発効ないし公表された意匠に限ることを明記している点が注目される。

すなわち、「被告は、公知意匠として乙第16号証の意匠公報(別紙先行意匠の先行公知意匠10)を提出し、さらに周知例として、乙第7号証ないし第12号証の意匠公報等を提出するが、これらはいずれも本件意匠登録出願日後に発行ないし公表されたものであるから、直ちにこれらを公知ないし周知である意匠として参酌することはできないというべきである。」と説示している。

意匠の類否判断で、要部認定にあたって参酌されるべき公知意匠は、「本件登録意匠出願日前」に発効ないし公表された意匠に限られることは、多くの裁判例で説示されているが、本判決もその点を明確に説示した裁判例として評価される。

本判決では、結局、「別紙 先行意匠」に示すとおり、「先行公知意匠1」ないし「先行公知意匠11」のうち「先行公知意匠10」を除いて10件の先行公知意匠を参酌している(「別紙 先行意匠」参照)。そして、結論として、本件登録意匠の要部について、「本件登録意匠の刃部の形状及び長柄鍔全体に占め

る固定連結部及び柄部の各長さの比率については、需要者の注意を惹く部分であると認められる。」と説示する。

3. 類似意匠の参酌

本件登録意匠は、平成10年一部改正前の意匠登録出願に係り、類似意匠が登録されていた。本判決では、本件登録意匠の要部認定において、この類似意匠も参酌されている。

すなわち、「被告は、本件登録意匠と本件類似意匠とは固定連結部の長さが異なるから、各部の比率は本件登録意匠の要部とならない旨主張する。たしかに、類似意匠が登録されている場合において、登録意匠と類似意匠の共通点は要部を推認させる根拠となり得るが、類似意匠との共通点しか要部たり得ないというものではない」というべきである。むしろ、本件の場合、本件類似意匠が登録されたことによって、本件登録意匠において、刃部の形状が最も重要な特徴点であるということができる。」と説示している。

類似意匠の参酌方法としては、通常、本意匠と類似意匠の共通点を要部と認定する裁判例が多い中、本判決は、共通点である「刃部の形状」については「最も重要な特徴点」と認定しつつ、差異点である「固定連結部の長さ」についても、「要部たり得ないというものではない」と認定している点が注目される。すなわち、類似意匠が本意匠と類似すると判断されたのは、両意匠の要部が完全に一致しているからではなく、共通点差異点を総合的に判断して意匠全体として需要者に共通の美感を起こさせるものだからであり、それゆえ、本意匠と類似意匠の類似範囲は完全に重なるものではない。すなわち、意匠の類否判断は「全体観察」であることを考慮すると、本件登録意匠（本意匠）の要部について「類似意匠との共通点しか要部たり得ないというものではない」との本判決の説示は妥当である。

（1）侵害訴訟における類似意匠・関連意匠の参酌

意匠の侵害訴訟において、本件登録意匠の要部を認定する際に類似意匠を参酌することが当然に行われてきた。だが、平成10年一部改正によって類似意匠制度は廃止され関連意匠制度が創設された。類似意匠の意匠権は、本意匠の意匠権と合体するものであったが、関連意匠は本意匠と同様に一つの意匠権であり、独自の権利範囲を有する。とはいえ、関連意匠も本意匠に類似することを

要件として意匠登録を受けたものであるから（意10条1項），類似意匠と同様に本件登録意匠の要部を認定する際に参酌されるべきものである。

本件登録意匠の要部認定において，その「関連意匠」を参酌している裁判例としては，大阪地判平成 16. 7. 15「輸液バック」平 14(ワ)8765（最高裁H P（以下引用の記載がない裁判例は最高裁H Pによる）），及び，大阪高判平成 17. 7. 28「輸液バック」平 16(ネ)2599 がある。

したがって，今後の関連意匠の参酌についても，これまでの類似意匠の参酌の方法が参考となろう。また，本判決の「類似意匠が登録されている場合において，登録意匠と類似意匠の共通点は要部を推認させる根拠となり得るが，類似意匠との共通点しか要部たり得ないというものではない」との説示は，関連意匠が独立の意匠権であり，本意匠の類似範囲と完全に重なるものではないことから，「関連意匠の参酌」の方法として妥当なものと思われる。

（２）一般論を説示した裁判例

類否判断の一般論として，類似意匠の参酌を説示した裁判例は多数ある。例えば，横浜地判昭和 53. 2. 22「擬餌」昭 46(ワ)235（無体裁集 13 卷 1 号 296 頁）では，「意匠権の範囲は，願書の記載及び願書に添付した図面に記載され，又は願書に添付した写真，ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定められるものである。そして本件意匠については，同号の類似意匠の登録がなされており，この類似意匠の意匠権は本意匠の意匠権と合体するのであるから，本件意匠権の範囲は，これら本意匠および類似意匠の願書の記載等に基いて定められる。」と説示されている。また，横浜地決平成 3. 12. 25「自動車用ホイール」平成 1(ヨ)932 では，「本件類似意匠は，本件意匠の類似意匠として登録されたのであるから，本件意匠と意匠の要部を共通にするものというべきものであることになり，したがって，本件意匠の要部を究明するに際しては，本件類似意匠を参考とすることが可能であり，かつ有益であるといえることができる」と説示されている。同旨説示をした裁判例として，大阪高判平成 14. 7. 3「建築用埋込みボルト」平 13(ネ)3044，大阪地判平成 17. 1. 17「床束」平 16(ワ)1099，大阪高判平成 17. 9. 15「床束」平 17(ネ)570 がある。

しかし，類似意匠はあくまで本件登録意匠の類否判断の「参考資料」であって，類似意匠が登録されている事実が，侵害訴訟における本件登録意匠の類否判断を拘束するものではない。このことも，多くの裁判例で説示されている。

例えば、大阪地決昭和 55.9.19「保管庫」昭 55(ヨ)1069（無体裁集 12 巻 2 号 514 頁）では、「類似意匠を参考にする場合も当該本意匠また類似意匠が公知意匠との関係で創作の程度が相対的に低いことが明らかになればそのことも考慮に入れたうえで参考資料とすべきである。すなわち、公知意匠の内容如何によつては類似意匠を参考にして定められる類似の範囲も相応に限定されなければならない。」と説示している。同様に、大阪地判昭和 56.10.16「物干し器具」昭 53(ワ)4409（無体裁集 13 巻 2 号 664 頁）では、同旨説示を踏まえて、「その意味で被告がまず公知意匠との比較により当該本意匠がいかなる点に新規性、創作性があるかを究明し、しかる後に類似意匠を参照すべきである」というのは正当である。」と説示されている。同旨説示をしている裁判例としては、大阪地判平成元 6.19「弁当箱」昭 62(ワ)8143（無体裁集 21 巻 2 号 522 頁）、大阪地判平成 6.7.19「脱臭剤容器」平 5(ワ)8250（知的裁集 26 巻 2 号 582 頁）がある。

以上のように、類似意匠の参酌は、意匠の類否判断においては補足的なものである。意匠の類否判断は、まず、「意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹き付ける部分を要部として把握」（本判決）する。その後に、その客観的な要部認定を踏まえて、類似意匠を参照し、その要部認定を補足ないし確認するのであり、類似意匠はあくまで参考的な資料といえよう。このような判断方法を採用するのは、本件登録意匠の「要部及び類似の範囲」は、出願時点で定まっており、かつ、変動しないからである。すなわち、「本件意匠の要部及び類似の範囲は、本件意匠が出願された時点で観念的に定まっているのであり、本件意匠出願後公知となり、類似意匠の出願に先行する意匠の存否にかかわらず一定であると解されるから、・・・後に出願された類似意匠が登録されていることをもって、本件意匠の要部及び類似範囲が変動する訳ではない。」（東京地判平成 9.1.24「自走式クレーン」平 5(ワ)3966・知的裁集 29 巻 1 号 1 頁）。このことが類似意匠の参酌を補足的なものとする判断方法の根拠である。

（３）共通点を要部と認定した裁判例

類否判断の中で類似意匠を参酌している裁判例をみると、まず、本件登録意匠（本意匠）と類似意匠の共通点を要部と認定する場合が多い。

京都地判平成 11.12.24「化粧箱」平 10(ワ)2980（染野・判例工業所有権法〔Ⅱ期〕6721 の 3 頁(6)）では、類否判断の一般論として、「登録意匠（本意匠）と

類似意匠とに共通する部分が要部となるというべきである。」と説示している。これと同様に、共通部分を要部と認定すべきとする裁判例として、大阪高判平成 14. 7. 3「建築用埋込みボルト」平 13(ネ)3044 がある。

実際の類否判断の中で、共通する部分を本件登録意匠の要部と認定している裁判例として、京都地裁平成 12. 6. 29「置物」平 11(ワ)58, 大阪地判平成 16. 7. 15「輸液バック」平 14(ワ)8765, 大阪高判平成 18. 8. 30「手さげかご」平 18(ネ)44 がある。

このように、本意匠と類似意匠との共通点を要部と認定する方法が大勢であるが、本判決は、要素のみを抽出して単純な認定をする方法に対しては、「全体観察の観点」から注意を促していると思われる。

(4) 差異点を要部でないと認定した裁判例

上記に対して、本意匠と類似意匠との差異点の態様について、本件登録意匠(本意匠)の要部ではないと説示した裁判例もある。

例えば、大阪地判昭和 46. 12. 22「学習机」昭 45(ワ)507(無体裁集 3 巻 2 号 414 頁)では、「本件登録意匠については、これを本意匠として類似 1, 2 の各類似登録が存し、右各類似意匠は本意匠との間に原告主張二の(1)ないし(4)の差異あるにもかかわらず類似意匠として登録されたものであることは当事者間に争いがない。従つて・・・等の差異は、本件登録意匠の要部に関しない差異であることが推認できる。」と説示している。また、横浜地判昭和 53. 2. 22「擬餌」昭 46(ワ)235(無体裁集 13 巻 1 号 296 頁)では、「本意匠と類似意匠とを対照して本意匠の図面に表示されているが類似意匠の図面に表示されていないような相違部分は、意匠の要部とはいえない」旨説示している。

本件登録意匠の要部認定に直接言及しないが、本意匠と類似意匠との差異点について類否判断に影響しないものと説示した裁判例もある。

例えば、大阪地判平成 21. 7. 23「医療検査用細胞容器」平 20(ワ)13282では、「被告長孔に係る差異点5についても、本件類似意匠2及び3において、被告製品意匠と同様の長孔を被告製品意匠と同様の箇所3箇所設ける構成が示されているのであるから、差異点5についても両意匠の類否判断に影響しないというべきである。」と説示している。

(5) 類似意匠登録(審査)の拘束力

以上のように、類似意匠の登録が、本件登録意匠（本意匠）の要部認定及び類似範囲の認定に積極的に参酌されている裁判例は多い、しかし、類似意匠の登録を消極的に評価せざるを得ない場合もある。

例えば、東京地判昭和48.5.25「自動二輪車」昭43(ワ)11385(無体裁集5巻1号128頁)では、「本件登録意匠の類似意匠に関する被告の主張を考えるに、類似第2号が過誤による登録にかかるものであることは、当事者間に争いがない。」として、参酌対象から除外して判断している。同じように、横浜地判昭和53.2.22「擬餌」昭46(ワ)235(無体裁集13巻1号296頁)では、「この類似一によつて印象される意匠は、その総体の形状が本意匠および他の類似意匠と著しく異つているために、これが本意匠の類似意匠として登録されていることに当惑せざるを得ないのであり、・・・恣意にすぎることは免れないながらも、本件事案の争点によりよく迫るためには、この類似一を除外視するほかないものとする。」と説示している。

これは、類似意匠の登録という特許庁の審査判断を裁判所がどのように捉えるかという問題である。これについては、大阪地決昭和55.9.19「保管庫」昭55(ヨ)1069(無体裁集12巻2号514頁)では、特許庁の審査段階の見解と「後日裁判所が前示のような公知意匠の存在をも参しやくし右のように解することとは別個の問題であることはいふまでもない。」と説示されているように、裁判所の類否判断は、類似意匠の登録という事実には拘束されない。

例えば、東京地判平成9.1.24「自走式クレーン」平5(ワ)3966(知的裁集29巻1号1頁)では、「当裁判所は本件意匠とイ号意匠Iを含むイ号意匠との類否判断をするに当たって、本件意匠の要部を認定するに際し、前記各類似意匠がイ号意匠Iに類似しないとの特許庁審査官の判断に拘束されるものではない。」と説示されている。また、大阪高判平成12.3.23「輸液容器」平成10(ネ)3150では、「侵害訴訟における本意匠の要部の認定に当たって、類似意匠登録をした特許庁の判断を尊重して類似意匠として登録された意匠との関係を斟酌すべきことは当然ではあるが、裁判所が特許庁の判断に拘束されるものではなく」と説示している。

さらに、「類似意匠は、本件意匠と類似しないことが明らかな類似意匠であり、その類似意匠登録には無効事由があることが明白であるということが出来る。」と説示された例もある（東京高判平成14.5.23「貨物トラックの荷台扉開閉用ハンドルの掛金」平14(ネ)150）。これと同様に類似意匠に無効理由があり参酌す

べきでないとした裁判例として、大阪地平 15. 4. 15「荷崩れ防止ベルト」平 14(ワ)457、及び、大阪地平 18. 1. 17「手さげかご」平 16(ワ)14355 がある。

このような判断をすべき理由は、一般的に、裁判所は審査判断に限らず、特許庁の判定等にも拘束されるものでないからである。すなわち、大阪高判平成 17. 9. 15「床束」平17(ネ)570において、「特許庁の審査例(判断)に不適切なものがないとまでは断定できないし、そもそも意匠権侵害訴訟において、当該意匠権の効力が侵害対象にまで及ぶものかを判断するに当たって、裁判所は、当該意匠分野における意匠登録出願に対する特許庁の審査例(判断)に拘束されるものではない。」と説示されているとおりである。

これと同様の関係は、審判における「判定」(意25条)と裁判所の判断についてもいえる。すなわち、「判定は、鑑定的性質を有するにとどまるものであって、法的効果を有するものではなく、裁判所の判断を拘束するものでないことは、いうまでもない。」(東京地判平成16. 6. 4「布団用除湿具」平成14(ワ)17577)と説示されている。この審判の判定と同様、類似意匠の登録という審査判断もまた、裁判所の判断を拘束するものではない。ただ、その判定や類似判断が客観的に妥当である場合には、裁判所の判断においても参酌されることになる。

(6) 審決取消訴訟における類似意匠の参酌

以上、侵害訴訟における類否判断の際の類似意匠(関連意匠)参酌の方法について見てきたが、審決取消訴訟(登録要件判断)における類否判断の際も、類似意匠(関連意匠)参酌の方法は同様である。

すなわち、東京高判平成13. 8. 29「戸車用レール材」平13(行ケ)13では、「類似意匠は、本意匠に類似することを要件として登録が認められるものであるから、類似意匠として登録されたということは、特許庁がこれを本意匠に類似する意匠と認めたものである。したがって、ある意匠が本意匠と類似するかどうかを判断するに当たっては、登録された類似意匠を参酌すべきである。ただし、類似意匠の登録は、本意匠の類似範囲に関する特許庁の判断を示すものの、その判断が誤りである場合には、当該類似意匠登録に無効事由が存在することとなるのであって、無効事由のある類似意匠登録により本意匠の類似範囲が変動するわけではない。」と説示されている。同旨裁判例としては、東京高判平成 15. 6. 30「かいろ」平15(行ケ)38がある。

なお、最近の審決取消訴訟の裁判例で、本判決と同様に、全体観察の観点を重視して類似意匠参酌を行ったものがあり、注目される。

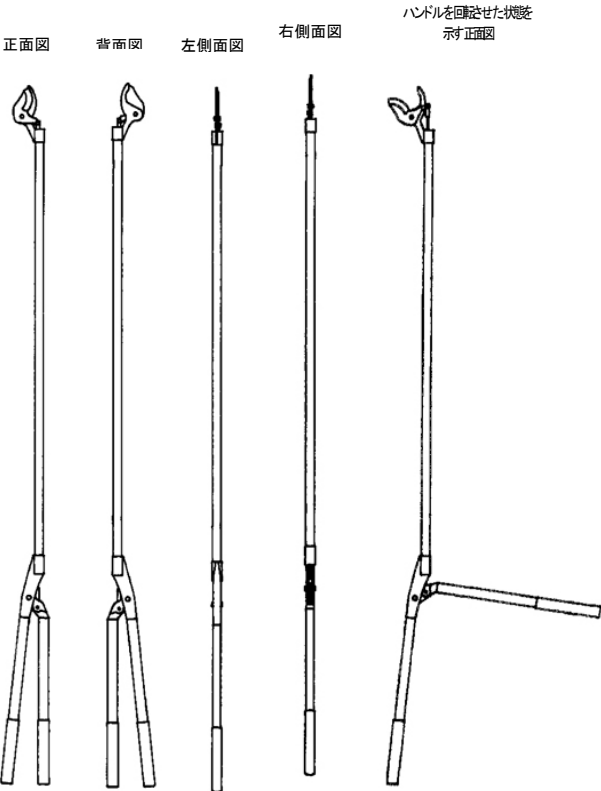
すなわち、知財高判平成 23. 4. 28「浄水器」平 22(行ケ)10401 では、「原告は、円形の窓を備えた公知意匠を本意匠として、縦長略トラック形状の窓を備えた公知意匠が類似意匠として登録されているから、窓部の両形状は共通の美感を有するものであるといえるので、差異点 3 が類否判断に与える影響は大きくないなどと主張する。（改行）しかしながら、特定の部位の形状について共通の差異点を有する意匠について、本意匠及び類似意匠としての登録がされた対比事例があることをもって、その余の共通点及び差異点等の構成上の特徴を無視し、本件意匠と引用意匠との前記差異点 3 に係る類否判断においても同様に解することは、意匠の類否は全体的な観察に基づいて行われる以上、相当ではない。原告の主張は採用できない。」と説示している。この裁判例では、本意匠と類似意匠との差異点について、その点のみを抽出して単純に「類否判断に与える影響は大きくない」と評価する判断に対して、「意匠の類否は全体的な観察」との観点から否定している。これは、本判決が、類似意匠が本意匠と類似すると判断されたのは、両意匠の要部が完全に一致しているからではなく、共通点差異点を総合的に判断して意匠全体として需要者に共通の美感を起こさせるものであるから、類似すると判断されたのであり、また、両意匠の類似範囲が完全に重なるものではないことを踏まえて、「類似意匠が登録されている場合において、登録意匠と類似意匠の共通点は要部を推認させる根拠となり得るが、類似意匠との共通点しか要部たり得ないというものではない」と説示している観点と重なるものである。

まとめ

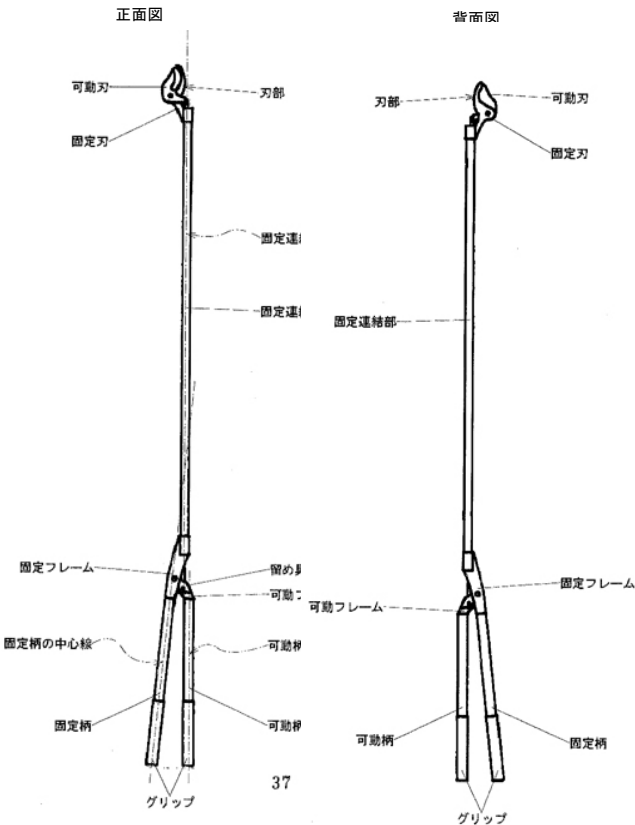
本判決は、意匠の類否判断について、(1) 多数説と同旨の一般論を説示するとともに、(2) 参酌すべき公知意匠について「本件登録意匠出願日前」の公知意匠と説示し、特に、(3) 本件登録意匠の要部認定における類似意匠・関連意匠の参酌方法について、「全体観察」の観点からなすべきことを説示したものとして参考となるとと思われる。

本件登録意匠

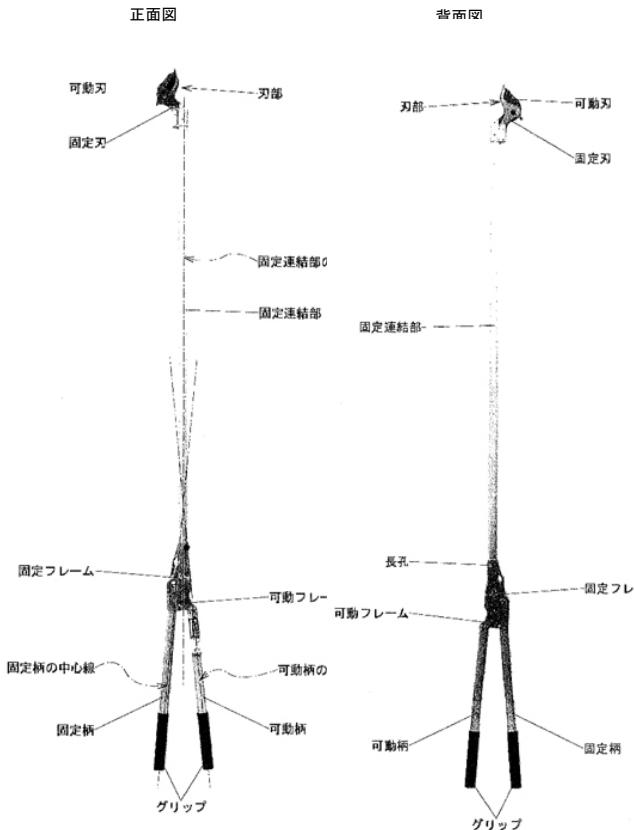
意匠登録番号 第955981号
意匠に係る物品 長柄鋏



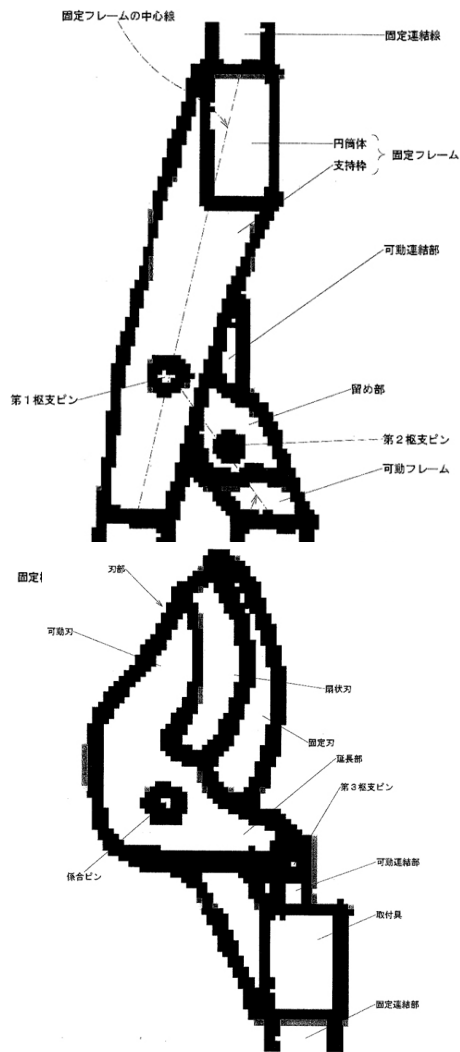
本件登録意匠の説明図面



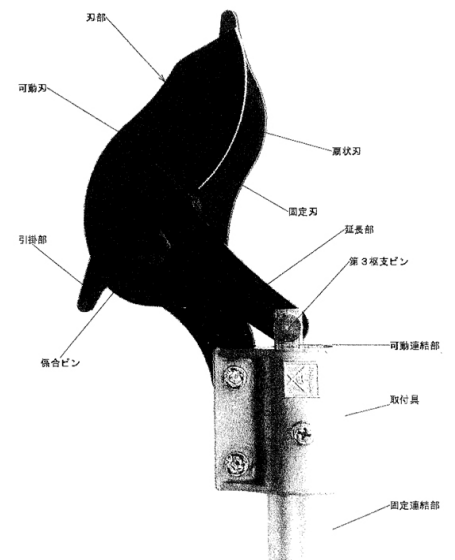
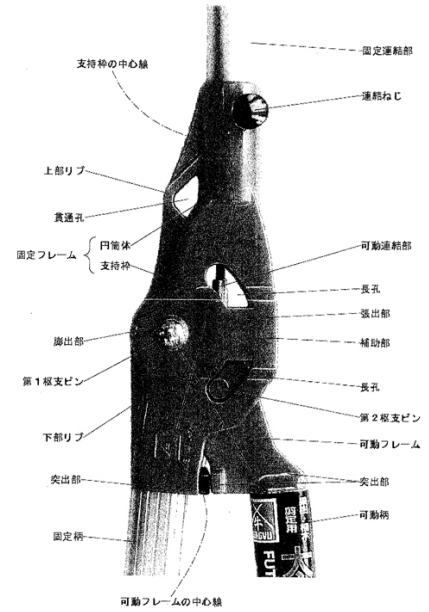
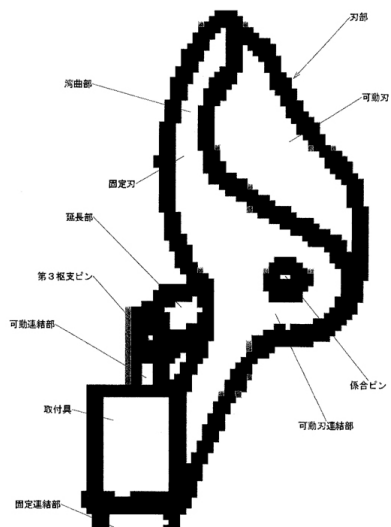
被告意匠の説明図面



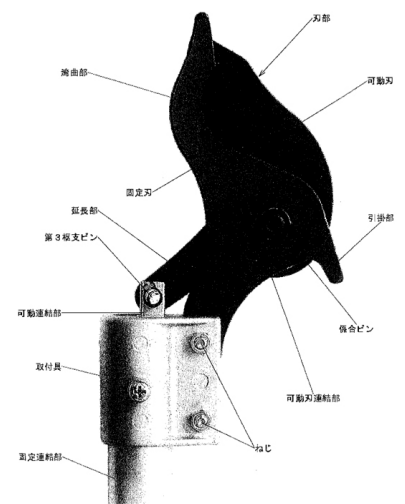
ジョイント部の拡大正面図



刃部の拡大背面図



刃部の拡大背面図



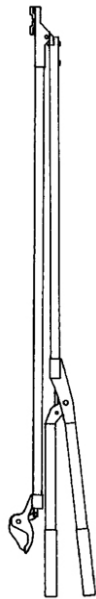
本件類似意匠

意匠登録 955981-1

正面図



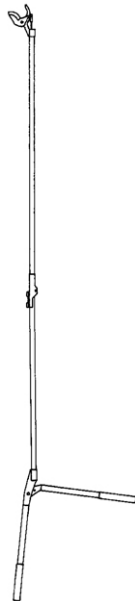
背面図



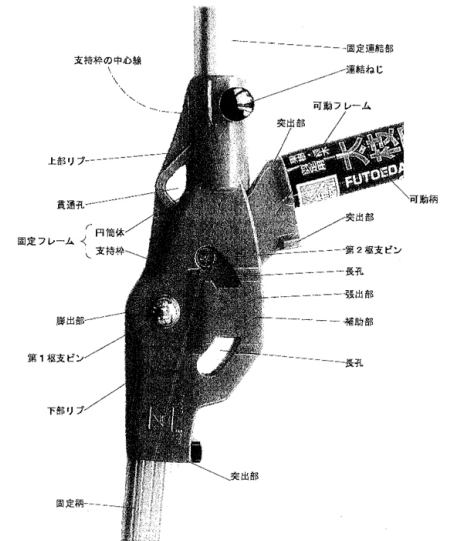
柄部分を伸ばした
状態を示す参考図



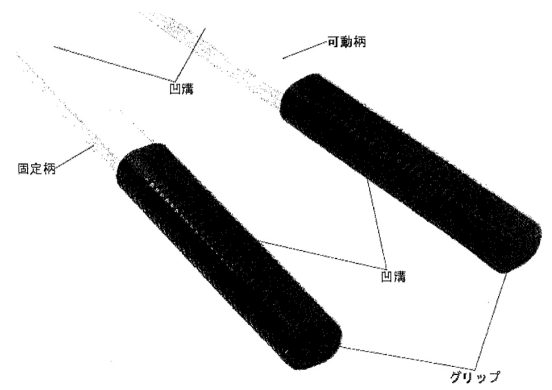
ハンドルを回転させた
状態を示す参考図



可動柄を回転させた状態を示すジョイント部の部分拡大正面図

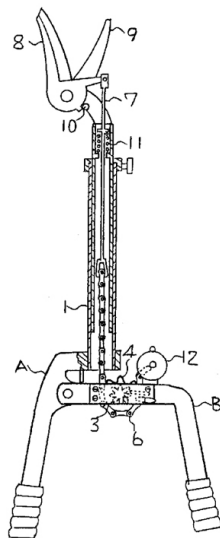


柄部の拡大斜視図

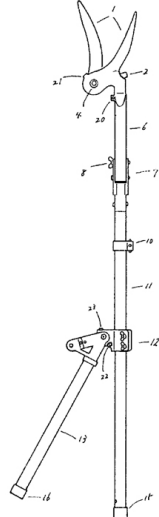


先行意匠

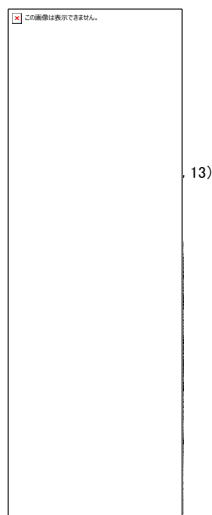
先行公知意匠 1(乙 1)
実開平 1-155739



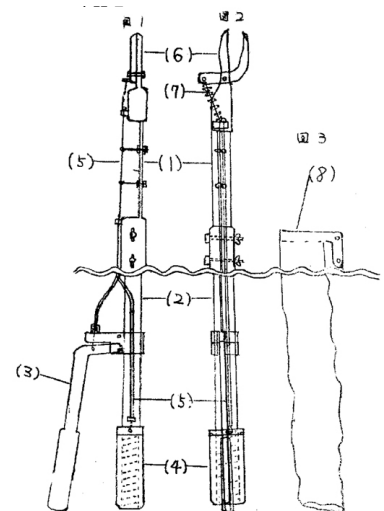
先行公知意匠 2(乙 2)
実開昭 62-149943



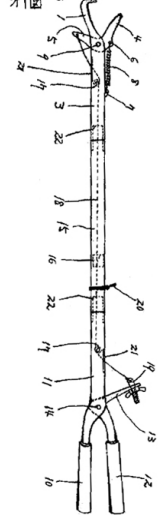
先行公知意匠 3(乙 3)
実開昭 62-104055



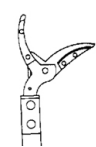
先行公知意匠 4(Z4)



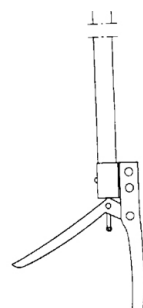
先行公知意匠 5(乙 5)
実開昭 62-149943

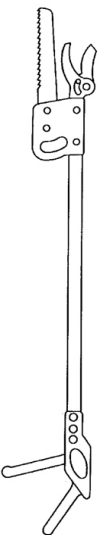
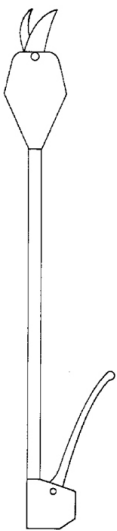
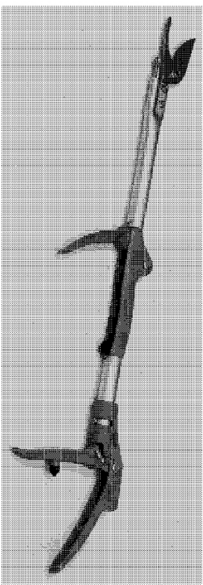


先行公知意匠 6(乙 6)
意匠登録 579658



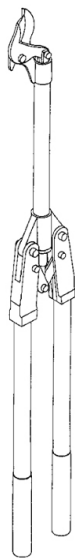
先行公知意匠 10(Z16)
意匠登録 952085





周知例

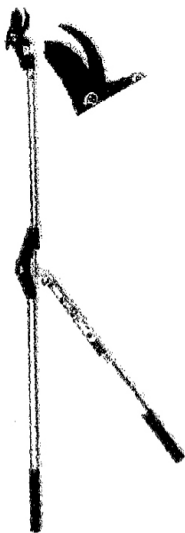
周知例 1(乙 7)
意匠登録 1053757



周知例 4
意匠登録 1053757



周知例 4(乙 10)
(有)岸本農工具
「切りりん」



周知例 5(乙 11)
(株)ムサシ
「パワフルカット」



周知例 3(乙 9)
アルスコーポレーション(株)
「タフロッパー」



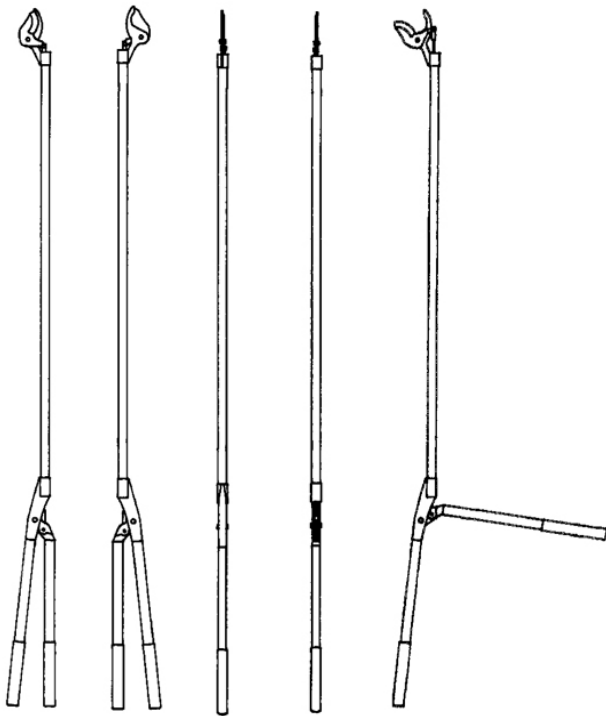
周知例 6(乙 12)
意匠登録 955981-1



本件登録意匠

意匠登録番号 第 955981 号
意匠に係る物品 長柄鋏

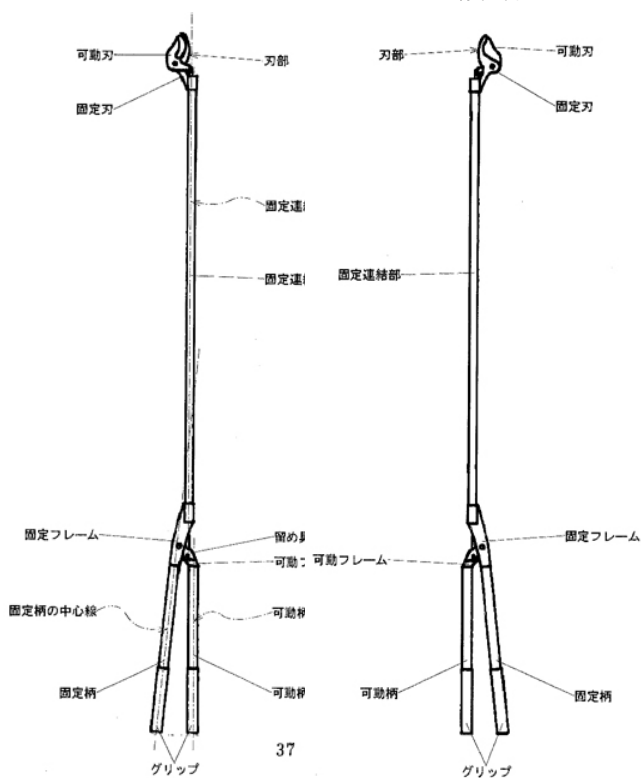
正面図 背面図 左側面図 右側面図 ハンドルを回転させた状態を示す正面図



本件登録意匠の説明図面

正面図

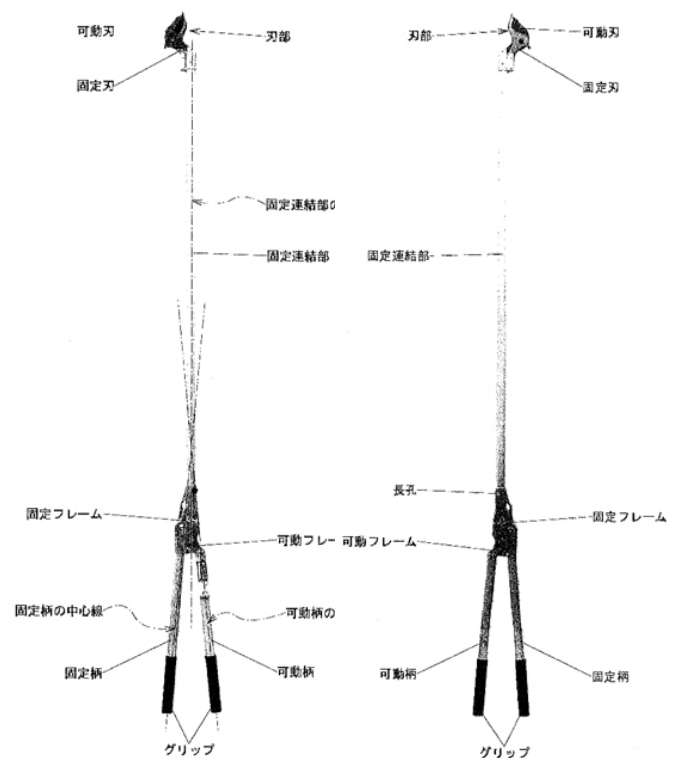
背面図



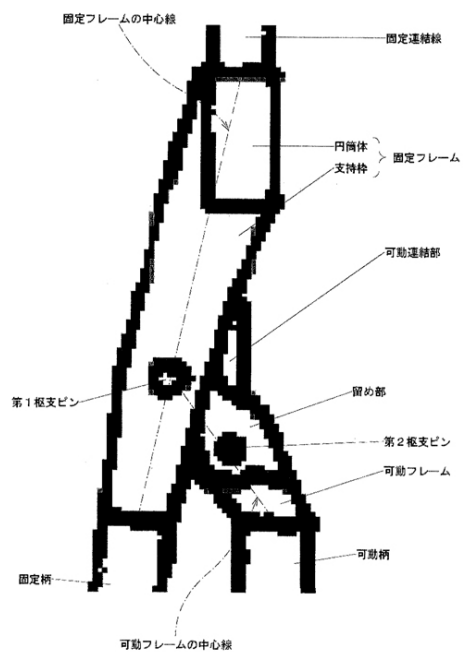
被告意匠の説明図面

正面図

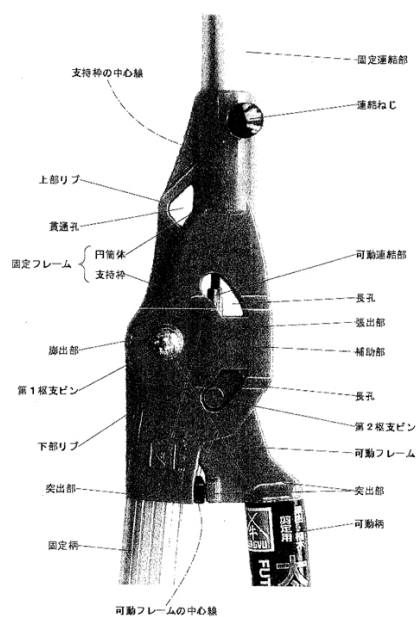
背面図



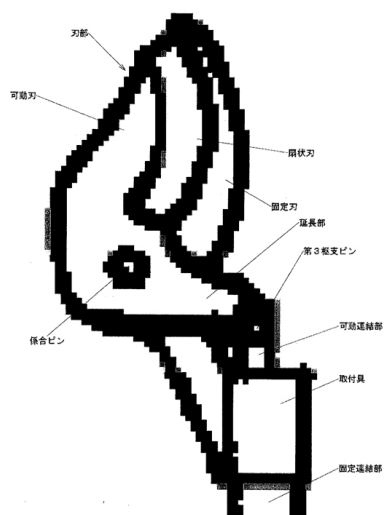
ジョイント部の拡大正面図



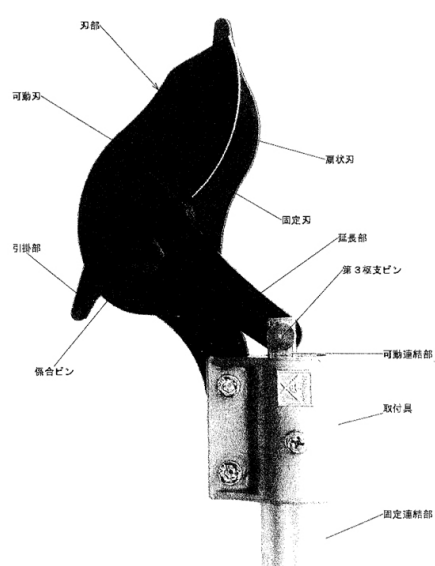
ジョイント部の拡大正面図



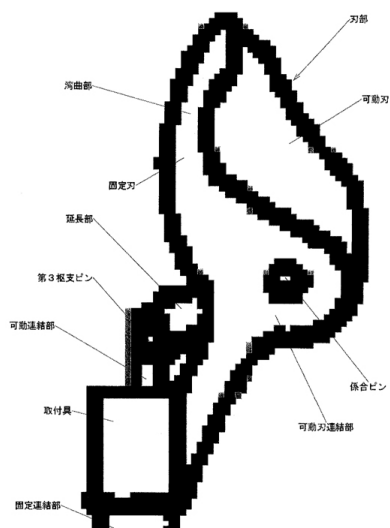
刃部の拡大正面図



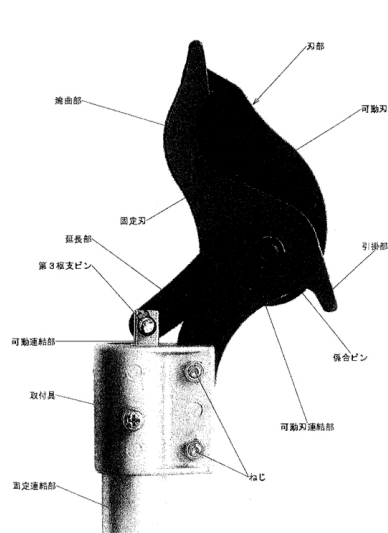
刃部の拡大正面図



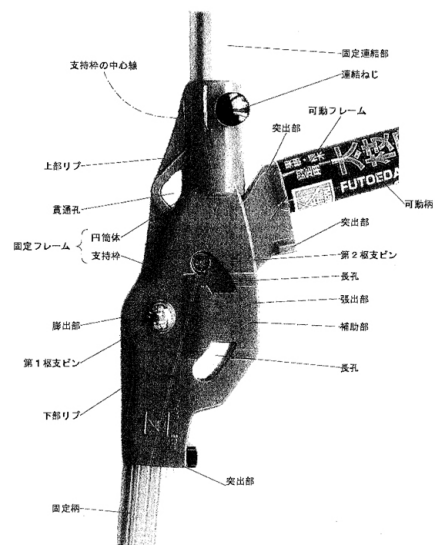
刃部の拡大背面図



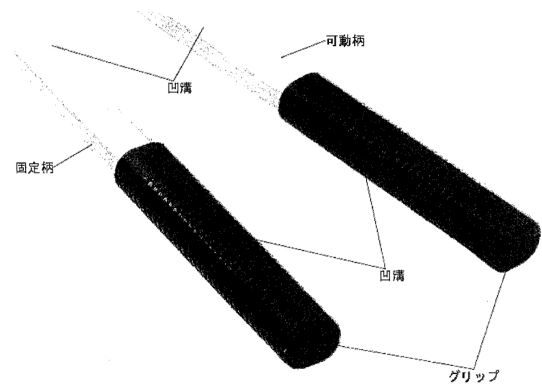
刃部の拡大背面図



可動柄を回転させた状態を示すジョイント部の部分拡大正面図



柄部の拡大斜視図



本件類似意匠

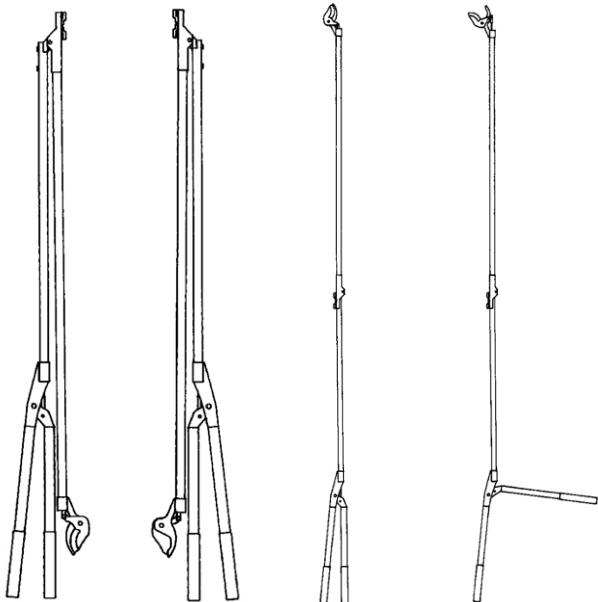
意匠登録 955981-1

正面図

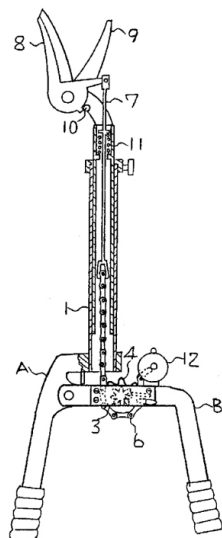
背面図

柄部分を伸ばした状態を示す参考図

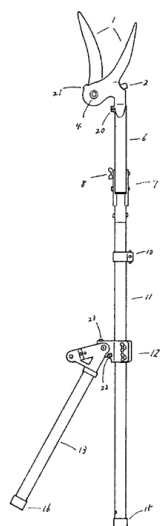
ハンドルを回転させた状態を示す参考図



先行公知意匠 1(乙 1)
実開平 1-155739



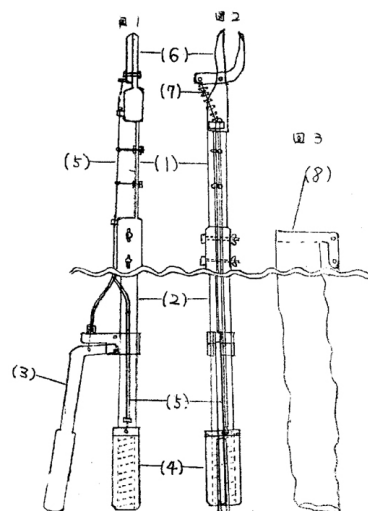
先行公知意匠 2(乙 2)
実開昭 62-149943



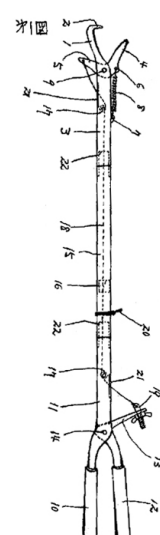
先行公知意匠 3(乙 3)
実開昭 62-104055



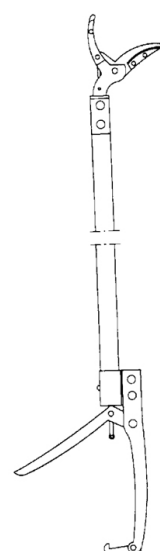
先行公知意匠 4(乙 4)
実開昭 55-79861



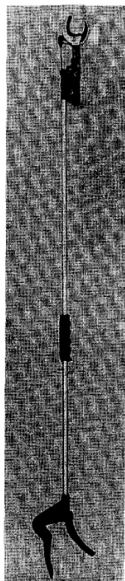
先行公知意匠 5(乙 5)
実開昭 51-51261



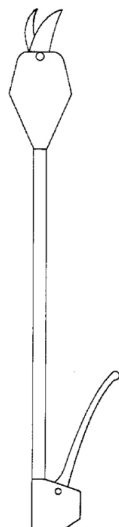
先行公知意匠 6(乙 6)
意匠登録 579658



先行公知意匠 7(乙 13)
意匠登録 603159



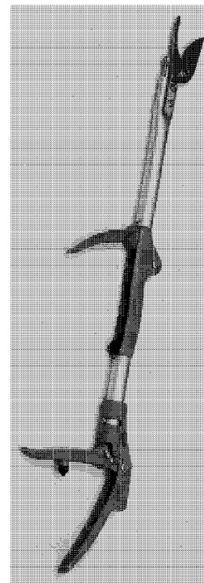
先行公知意匠 8(乙 14)
意匠登録 450376



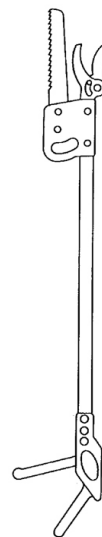
先行公知意匠 9(乙 15)
意匠登録 884468



先行公知意匠 10(Z16)
意匠登録 952085

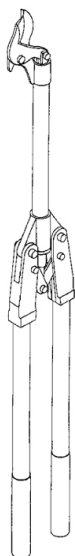


先行公知意匠 11(乙 17)
意匠登録 816202



周知例

周知例 1 (乙 7)
意匠登録 1053757



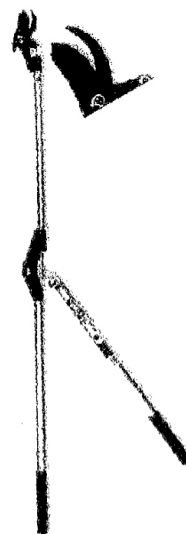
周知例 2 (乙 8)
意匠登録 1074186



周知例 3 (乙 9)
アルスコオペレーション (株)
「タフロッパー」



周知例 4 (乙 10)
(有)岸本農工具
「切りりん」



周知例 5 (乙 11)
(株)ムサシ
「パワフルカット」



周知例 6 (乙 12)
意匠登録 955981-1

